



島根県報

令和6年1月26日（金）

第 4 8 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	2
換地処分	（ 〃 ）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審査指導課）	3

【公 告】

家畜商講習会の開催	（畜産課）	4
公共測量の終了	（技術管理課）	7
島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）構築及び運用業務の調達に係る提案競技の実施	（ 〃 ）	7
都市計画公聴会の開催	（都市計画課）	13

告 示**島根県告示第54号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 医純会	訪問リハビリテーション	すぎうら医院	出雲市今市町北本町2丁目8番地3	令和6年2月10日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を令和6年1月16日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年1月12日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（井戸工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第57号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ塩冶店

ドラッグストアウェルネス上塩冶店

島根県出雲市上塩冶町2668外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
 株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口
 明神一丁目1-10
- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 (変更前) (仮称) マックスバリュ出雲上塩冶店
 ドラッグストアウェルネス出雲上塩冶店
 (変更後) マックスバリュ塩冶店
 ドラッグストアウェルネス上塩冶店
- (4) 変更の年月日
 令和6年1月15日
- 2 届出年月日
 令和6年1月16日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
 出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
 松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第58号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があつた。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき場所	売りさばき場所
945	隠岐郡隠岐の島町西 町八尾の一58 隠岐地区母子寡婦福 祉連合会	隠岐郡隠岐の島町城 北町355 隠岐病院売店	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐合同庁舎売店	隠岐郡隠岐の島町城北町355 隠岐病院売店

会長 池田 和子

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号。以下「政令」という。）第1条の2第1項の規定により公告する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 講習会を開催する指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

令和6年2月29日（木）及び3月1日（金）

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

松江市殿町158番地 島根県民会館3階 307会議室

4 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続

(1) 提出書類

ア 受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式第1号）

(4)の場所に持参又は郵送をすること。また、後日受講票及び会場案内図を送付するので、84円分切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を添付又は同封すること。

イ 講習時間の特例措置適用申込書（別記様式第2号）

政令第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、講習時間の特例措置を希望する者は、必要な事項を記入の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを貼付し、受講申込みを行うこと。

(2) 受講申込書の提出期限

令和6年2月15日（木）（郵送による場合は、令和6年2月13日（火）までの消印のあるものに限る。）

なお、受講票は令和6年2月22日（木）までに発送する。

(3) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）は3,000円とし、受講票到着後令和6年2月27日（火）までに受講票に添付した指定口座に振り込みを行うこと。なお、手数料は受講者負担とする。

また、本講習会では「家畜取引の知識 改定版」（税込み3,740円）を使用するので、必要な受講者は、受講申込書（別記様式第1号）に購入の要否を記載すること。

(4) 受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- (2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (3) 受講者は、感染症対策（マスク着用）を講じ、受講すること。
- (4) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 土井、内田（電話0852-31-3609）に行うこと。
- (5) やむを得ない事由が生じた場合は、講習会を変更し、又は中止する場合がある。

(別記様式第1号)

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

氏 名

(電話番号 ー ー)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

講習会使用テキスト「家畜取引の知識 改訂版」（価格：税込み3,740円）

どちらかを選択し、「○」を付けて下さい。

購入する

・

購入しない

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別記様式第2号)

講習時間の特例措置適用申込書

令和 年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

ふり がな
氏 名

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定により講習時間の特例措置を受けたいので、関係書類を添えて下記により提出します。

記

- 1 該当する資格 獣医師又は家畜人工授精師
- 2 添付書類 獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年1月17日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間

令和5年5月22日から令和6年1月9日まで

3 作業地域

飯石郡飯南町地内

島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）構築及び運用業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）（以下「次期システム」という。）構築及び運用業務

(2) 仕様

島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）構築及び運用に係る基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）による。

(3) 構築期限及び運用期間

ア 構築：契約の日から令和7年9月30日まで

イ 運用保守：令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

総額：590,904,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和6年度 0円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和7年度 59,090,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和8年度 118,181,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和9年度 118,181,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和10年度 118,181,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和11年度 118,181,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

令和12年度 59,090,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。
- ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9001 の認証取得者であること。
- ケ 国、都道府県又は人口50万人以上の自治体における公共工事積算システムの開発業務を平成30年4月1日以降受注した実績を有する者であること（共同企業体構成員としての実績も可とする。）。
- コ ケにより受注した業務において開発した公共工事積算システムに関する公共工事積算データ・プログラムの改訂又は保守、維持管理等の運用業務を平成30年4月1日以降受注した実績を有する者であること（共同企業体構成員としての実績も可とする。）。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
- (ア) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ウ) 構成員の住所及び名称
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 取引金融機関
 - (ケ) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (サ) 欠損金の負担の割合
 - (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (セ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (ソ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大であり、(1)のクに該当すること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。
- エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)のケ及びコに該当すること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

(1) 配布する資料

- ア 基本仕様書
- イ 本提案競技に係る様式
- ウ 評価項目
- エ 島根県情報セキュリティポリシー
- オ 島根県公共工事積算共同利用システム運営協議会規約
- カ 島根県公共工事積算共同利用システム基本要綱
- キ 積算基準及び積算システムデータ共同改訂にかかる協定書
- ク 積算基準及び積算システムデータ共同改訂規定
- ケ 島根県現行積算システム施工単価コード一覧
- コ 島根県現行積算システム基礎単価コード一覧

4 各種資料、様式等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和6年1月26日（金）から同年2月9日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）

(2) 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階） 島根県土木部技術管理課

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

5 閲覧資料及び閲覧期間、閲覧場所

(1) 閲覧できる資料

- ア 島根県建設工事積算基準
- イ 島根県業務委託積算基準
- ウ 島根県情報通信システム調達標準
- エ 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- オ 島根県情報通信システム運用管理標準
- カ 島根県情報通信システム技術標準

(2) 閲覧資料の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間

4の(1)に同じ。

イ 閲覧場所

4の(2)に同じ。

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）

(2) 提出先は、以下のとおりとする。

郵便番号 690-8501

松江市殿町8番地 島根県土木部技術管理課土木設計基準係

電話 0852-22-5390

FAX 0852-22-6329

電子メール sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、令和6年2月9日（金）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和6年2月19日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認手続き

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等島根県において定める入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 島根県税の全税目未納の徴収金がないことの証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額が無いこと又は納税義務がないことの納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

キ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し 1部

ク 公共工事積算システムの開発業務及び運用業務の受注実績書、契約書の写し及びシステムの構成内容が分かる資料 1部

ケ 配置予定技術者届 1部

コ 担当者届 1部

サ 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

シ 現在、島根県の入札参加資格を有しているものがあれば、その認定通知書の写し（業務委託、物品、役務で有しているもの全て） 1部

(2) 提出書類の形式

3の(1)のイで配布する様式による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

イ 提出期限

令和6年2月27日（火）午後5時までに提出すること。（郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

6の(2)に同じ。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和6年3月4日（月）付けで、郵送にて通知する。

9 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）構築及び運用保守業務について提案すること。ただし、3の(1)のイで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）構築及び運用保守業務に係る基本仕様書によるものとする。

(3) 提出書類の形式

ア 提案書の形式は任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付するものとする。

イ 見積書は、3の(1)のイで配布する様式による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(7) 提案書 30部

(4) 見積書 1部

ウ 提出期限

令和6年3月11日（月）午後5時までに提出すること。（郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

6の(2)に同じ。

10 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県公共工事積算共同利用システム（第4次）調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において厳正な評価及び選定を行う。

(7) 第1次審査

a 提案者が4者以上の場合

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(4)の総額及び各年度上限額を上回らない提案書について、仕様書等に記載する内容を満たしているか否かを審査し、上位の提案者を3者程度選定の上、採否を提案者へ通知する。なお、提案価格が総額及び各年度上限額を上回るもの及び提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての提案が無いものは不採択とする。

b 提案者が少数（3者以下）の場合

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(4)の総額及び各年度上限額を上回らない提案書について、仕様書等に記載する内容を満たしているか否かを審査し、第2次審査の対象となり得る提案者であるかどうかを確認した上、採否を提案者へ通知する。なお、提案価格が総額及び各年度上限額を上回るもの及び提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての提案が無いものは不採択とする。

(4) 第2次審査

選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については5名以内とし、7の(1)のケで届け出た配置予定技術者又は7の(1)のクで届け出た担当者を必ず含めること。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、要求する仕様を上回るものを評価対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ 評価基準（評価項目）、評価配点は次のとおりとする。

(7) 実績に関する項目 3点

(4) 費用に関する項目 20点

- (イ) 構築方針、調達方針及びプロジェクト管理に関する項目 10点
- (ロ) 開発及び機能要件に関する項目 35点
- (ハ) 運用要件に関する項目 27点
- (ニ) 機器及び設備に関する項目 3点
- (ホ) その他の項目 2点

なお、提案者が1者だった場合、アからウを行わず、(1)の3の(イ)によるプレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については、次に掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。また、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

11 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請、又は、提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 3の(1)のイで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載が無いものがあるとき。
- (5) 提案書の内容が明らかに仕様書の内容を満足しないとき。
- (6) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (7) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (8) 島根県が実施する入札について告示日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (9) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

12 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と、協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。また、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

なお、契約に先立ち、契約予定者から令和6年度予算の島根県議会議決後に見積書を徴取することとしている。本業務の予算について、議会議決が得られない場合は、見積書の徴取を延期又は中止する。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について第2次審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 再委託

ア 契約予定者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

イ アのただし書の規定により発注者に承諾を求める場合においては、再委託先の名称、再委託する理由、再委託の内容、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、発注者の承諾後速やかに「個人情報取扱特記事項」に記載する契約予定者の義務と同様の義務を有し、それを遵守する旨の再委託先から発注者に対する誓約書を発注者に提出しなければならない。

(7) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

13 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

14 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

6の(2)に同じ。

15 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefecture and its cities, towns, villages and related public works groups will develop and implement an interoperable quantity surveying system that will calculate the cost of public works operations.

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m 11 March 2024

(3) For further details contact : Shimane Prefecture Engineering Management Division 8 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL 0852-22-5390

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

令和6年1月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催日時

令和6年2月19日 午後6時30分から

2 開催場所

益田市常盤町1番1号

益田市役所本館 3階 大会議室

3 都市計画の案の概要

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

県西部の中心都市として、高次都市機能、交流拠点機能、交通機能等の都市機能強化により、人口減少への対応や地域間交流の促進を図るとともに、持続可能な都市経営を踏まえた新しいまちづくり、また、歴史文化と調和した都市の形成を目指す。

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

ア 土地利用の方針

(7) 主要用途の配置方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、流通業務地、工業地等の各配置方針について以下のとおり定める。

(4) 土地利用の方針

「土地の高度利用」、「居住環境の改善又は維持」、「都市内の緑地又は都市の風致の維持」、「災害防止の観点から必要な市街化の抑制」、「自然環境形成の観点から必要な保全」及び「計画的な都市的土地利用」に関する方針を定める。

イ 都市施設の整備の方針

(7) 交通施設

a 基本方針

広域交通体系の確立、都市内幹線道路、市街地内道路網の形成、歴史を活かしたまちづくりに資する道路整備を進めるとともに、公共交通機関の利用促進、利便性の向上を図る。

b 整備水準の目標

令和4年度末現在で、都市計画道路の改良率は82.6パーセントとなっているが、概ね20年後には、100パーセントになることを目標として整備を進める。また、自動車専用道路については、早期の全線供用を目指す。

(4) 下水道及び河川

a 基本方針

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、高津川の治水対策は河川整備計画に基づき、昭和18年9月洪水と同規模の洪水の安全な流下を図るものとする。また、益田川の治水対策は、昭和58年7月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、益田川ダム等により、洪水調節を行い、下流の洪水の軽減を図るものとする。

b 整備水準の目標

下水道については、令和24年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）を概ね60パーセントとする。また、雨水対策については、令和24年度末の都市浸水対策達成率を概ね90パーセントとする。

(7) その他の都市施設

供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用及び維持管理に努めるほか、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

ウ 市街地開発事業の方針

益田川左岸南部地区については、コンパクトなまちづくりに資する商業・業務機能の誘導、周辺の河川空間等良好な自然環境と調和した住機能の配置及び交通網の形成による複合的都市機能の充実を図るため、土地区画整理事業による計画的市街地整備を行う。

エ 自然的環境の整備又は保全の方針

基本方針

自然環境に包まれ、歴史的・文化的資源を豊富に有する地域特性を活かし、地域住民の日常生活における憩いの場や自然とのふれあい、歴史風土に接する環境を形成するため、「緑と文化のネットワークの形成」を基本方針として、整備・保全を図るものとする。

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）、益田市建設部都市整備課（益田市常盤町1番1号）のいずれかに、令和6年2月9日（金）（必着）までに提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課、益田市建設部都市整備課に備えて、令和6年1月26日（金）から同年2月9日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話（0852）22－5699

別記様式

意見申出書

令和6年2月19日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
益田都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。